Domestic Violence

Don't suffer alone.

You can leave. There is a law that protects you.

你不要独自烦恼

你可以选择逃走。有一个保护 你的法律。 Não sofra em silêncio.

Você tem a quem recorrer. A lei está do seu lado.

혼자서 고민하지 마세요.

당신은 벗어날 권리가 있습니다. 당신을 보호 할 법률이 있습니다.

You can present this card to the police station and the city office 在警察局或机关、请出示这张卡

Apresente este cartão à polícia, ou em uma repartição pública 이 카드를 경찰서나 관청에 보여주세요.



わたしは DV の被害を受けています。 相談にのってください。

このカードの提示を受けた関係機関の方へお願い このカードを提示した方は、配偶者・パートナー・恋人からの暴力 により、命にかかわる悩みを抱えている可能性があります。 迅速に DV 担当窓口へつなげてください。

DVを受けているあなたを守る法律があります。

DV防止法

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

1. 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。 男性、女性の別を問いません。また、離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も対象になります。

2. 保護命令

安全を守るために保護命令を申し立てることができます。

●被害者への接近禁止命令

配偶者が被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいしたりすることを禁止する命令です。

●被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者の子又は親族等の身辺をつきまとったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいしたりすることを禁止する命令です。

■電話等禁止命令

被害者に対する面会の要求や、乱暴な言動、迷惑電話等8つの行為を禁止する命令です。

●退去命令

配偶者に、被害者と共に住む住居から 2 か月間退去することを命じるものです。

発行/静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課 企画・編集/特定非営利活動法人 Safety First 静岡



配偶者や交際相手からの暴力は、重大な人権侵害であり犯罪です。

あなただけではありません。 約4人に1人、女性は約3人に1人が配偶者から暴力の被害を受けたことがあります。

(平成24年4月 内閣府)

暴力を振るわれていい人などいない

殴る・蹴るだけが暴力ではないのです。ほとんどのDVはさまざまな形の暴力が複雑に絡み合っています。



身体的には

- ■殴る・蹴る
- 髪を引っ張る
- 突き倒す
- ●ひどくつねる

精神的には

●殴るふりをする

●人前で侮辱する

無視する

おそれがあります。

●包丁を突きつけておどす

人きな音を立ててこわがらせる

●大事なものを捨てる・壊す

子どもは忘れられた被害者です。

●物を投げつける

など…

など…

「子どものために・・・」と我慢していませんか?

暴力にあふれた環境は、子どもにとっても大変危険で、深く傷つく環境です。

子どものこころや身体の発達に様々な影響を及ぼすと言われています。

子どもの目の前で配偶者に暴力を振るうことは、子どもへの「心理的」虐待です。

親の暴力行為を見て育つことで、子どもにも大きな被害や様々な影響がでる

性的には

- セックスを強要する
- ●避妊に協力しない
- ●アダルトビデオを見せつける

など…

経済的には

- ●生活費を渡さない
- 働かせない
- ●使途を細かくチェックする

など…

社会的には

- ●外出先を報告させるなど 行動を監視する
- ●実家や友人とのつきあい・ 外出時間を制限する
- ●携帯をチェックする・勝手 にアドレスを削除する

など…

子どもを巻き込んだ暴力

- ●子どもに暴力を見せる。
- ●子どもを危険な目にあわせる
- ●自分の言いたいことを子ど もに言わせる

など…

わたしが悪いから・・・

わたしがもっと気をつけていたら・・・

わたしがいたらないから・・・

と思っていませんか?

DVはふるう側の問題です。

あなたの言い方や態度によって

暴力が起きているわけではありません。

環境の中にいることにより起きてくる当然の反応です。

あなたの努力で暴力が止まるということではないのです。

DVを受け続けると・・・

「怒らせるのはわたしが悪いからだ」と、相手の顔色をうかがうようになり、怒ら せないように気をつかって、言いたいことが言えなくなります。

「わたしはダメな人間だ」と自信がなくなり、無気力になっていきます。

「わたしのせい」と自分を責め、心身に不調をきたすこともあります。 眠れない、疲れやすくなる、食欲がなくなる、落ち込みやすくなる、忘れっぽく なるなども暴力の影響かもしれません。あなたがおかしいのではなく、苦しい

いらいら・わがまま 落ち着きがない 不眠・夜尿 など…

かんしゃくをおこす

おびえ・恐怖 赤ちゃん返り 頭痛、腹痛 など…

DVが子どもに与える影響・・・

何に対しても感情を表さない 表情が乏しい 子どもらしい活気がない 忘れてしまう ぼーっとする・かたまる など…

パニック(興奮・暴力)

悪夢 など…

いざという時のために 用意しておきたいもの

●お金

●キャッシュカード

●預金通帳 ●印鑑

●鍵(白宅・白動車)

●着替え(2~3 円分)

●あなたにとって大切な物 ●思い出の物

●子どもが大切にしているもの

●子ども用品

●保険証 ●常備薬

●重要書類

(運転免許証・年金手帳・母子手帳・印鑑登録証)

●友人や知人の住所・電話番号



配偶者・パートナー・恋人が、 あなたの居所を捜す 手がかりとなるようなものは 残さないようにしましょう。

